

■下水道供用開始区域

玉津	森戸、中土居、川北、川南、玉津、横黒下、横黒西市塚新街、船屋東北 各一部区域
飯岡	半田、堀の内、中野口、戻川 各一部区域
西条	百軒巷、北浜南 各一部区域
神拝	下喜多川北、古川 各一部区域
大町	新田、西の川原、天皇、明神木、若葉町東 各一部区域
神戸	宵の原、楠、中西、河原町、北組、西原 各一部区域
禎瑞	禎瑞上、禎瑞中、禎瑞下 各一部区域
橘	西田、西泉東、榎木西、野々市西、坂元 各一部区域
氷見	大久保、山道、山口、朝日町 各一部区域
多賀	北条の一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	池田の一部区域

■下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に生活排水の設備を下水道に接続しなければなりません。

また、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に水洗便所へ改造し、下水道に接続しなければなりません。

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事を

行われる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。

指定工事店がわからない場合はお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

上下水道係

■水洗便所改造資金の融資制度をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事に對し、市では資金の融資をあっせんしています。

■融資の対象者

○自己資金による改造が困難であること

○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと

○下水道供用開始日から3年以内に行う工事であること

○申請者と生計が別で、市内に住所を有する連帯保証人がいること

■融資限度額

○くみ取り便所の場合  
改造工事1件につき40万円

○浄化槽の場合  
改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担します。

■償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月1万円ずつ償還

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課  
下水道業務係

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課  
上下水道係

■下水道使用人数が変更した場合の届出をしてください

下水道の使用料を使用(世帯)人数で算定している家庭で、世帯人数に変更が生じた場合は、必ず担当課へ届出をしてください。

■長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外への就学や入院・施設入所等で長期にわたって不在の世帯員がいる場合は、届出後から不在している人数分を差し引いて算定します。

届出には次のような事実を証明する書類が必要です。

○就学 在学証明書または学生証の写し

○長期入院 医師の診断書または領収書

○施設入所 入所証明書または領収書

○就業者 勤務証明書

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課

下水道業務係

TEL 0897-52-1224

○東予総合支所建設管理課

上下水道係

自治会内一斉清掃を助成します

毎年7月第1日曜日に開催してきた「水質保全区域河川一斉清掃」を取りやめ、自治会が実施する清掃活動に対して環境美化推進協力謝礼金を交付します。

①自治会内一斉清掃を行う場合

- ①自治会の都合のよい時期に清掃する日を設定。
- ②参加人数、収集の必要の有無などを担当課へ届出。(電話などで、必ず事前に行ってください)
- ③清掃終了後、実績報告。
- ④自治会が指定した口座に対し、謝礼金の支払い。

■問合せ 市庁舎別館環境衛生課 廃棄物対策係  
TEL0897-52-1338

②市内企業が清流保全活動を行う場合

市内の企業で清流保全活動を実施された場合には、実施報告書(様式自由)を提出してください。清流保全推進協力企業として市のホームページに掲載する予定です。

■問合せ 市庁舎別館環境衛生課 水・環境保全係  
TEL0897-52-1382